

山陽小野田市公立大学法人評価委員会の役割について

1 設置根拠

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第1項

※ 評価委員会の組織等必要な事項は、条例（山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例）で定めることとされています。

2 役割

評価委員会は市長の附属機関として、地方独立行政法人に係る中期目標、中期計画、財務諸表等について市長へ意見を提示するとともに、業務実績の評価などを行いません。

① 公立大学法人の業務実績の評価を行なう。

(1) 中期目標を達成するために、各事業年度における業務の実績全体について評価するとともに、中期計画の進捗状況を把握する。《法第28条》

(2) 中期目標の期間における業務の実績について評価する。《地独法第30条》

※ 評価に当たっては、文部科学省の認証を受けた認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。《法第79条》

○認証評価機関：公益財団法人 大学基準協会、独立行政法人 大学評価・学位授与機構、公益財団法人 日本高等教育評価機構

② 設立団体の長は、次に掲げる事項について、評価委員会の意見を聴かなければならない。

◎市長が認可・承認等をする際の意見

(1) 定款に規定している法人の種別の変更の際の意見《法第8条第4項》

(2) 業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見《法第22条第3項》

(3) 市長による中期目標の作成・変更の際の意見（議会の議決が必要）《法第25条第3項》

(4) 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見《法第26条第3項》

(5) 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見《法第31条第2項》

(6) 財務諸表を市長が承認する際の意見《法第34条第3項》

〔財務諸表〕貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分または損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書

(7) 積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見《法第40条第5項》

って市長が承認する際の意見《法第 41 条第 4 項》

- (9) 出資等に係る不要財産の納付等について市長が許可する際の意見《法第 42 条の 2 第 5 項及び第 6 項》
- (10) 重要な財産の処分等に当たって市長が認可する際の意見《法第 44 条第 2 項》

◎法人の業務実績に関する評価

- (1) 各事業年度における業務の実績についての評価《法第 28 条第 1 項》
- (2) 各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告《法第 28 条第 3 項》
- (3) 各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知を行なったこと、法人に対する業務運営改善等勧告を行なったことについての市長への報告及び公表《法第 28 条第 4 項》
- (4) 中期目標期間における業務の実績についての評価《法第 30 条第 1 項》
- (5) 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知、法人に対する業務運営の改善等勧告《法第 30 条第 3 項(法第 28 条第 3 項準用)》
- (6) 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知を行なったこと、法人に対する業務運営改善等勧告を行なったことについての市長への報告及び公表《法第 30 条第 3 項(法第 28 条第 4 項準用)》

※ 法人は当該事業年度における「業務の実績報告書（当該年度計画の報告書、財務諸表等）」のほか、法人予算、法人事業概要等を翌年度の 6 月末までに評価委員会に提出する。

評価委員会は、提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、評価結果を市長が 9 月の市議会定例会に報告できるように評価を実施する。

- ③ 評価委員会は、次に掲げる事項について、設立団体の長に意見の申し出をすることができる。《法 56 条第 1 項(法第 49 条第 2 項準用)》
 - (1) 役員に対する報酬の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかの問題がある場合

〔参考〕財務諸表

- (1) 法定されている書類《法第 34 条第 1 項》
 - ・貸借対照表…地方独立行政法人の財政状況を明らかにするため、全ての資産、負債及び資本を記載し、資産、負債及び資本の状況を正しく表すもの。
 - ・損益計算書…地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、全ての費用とこれに対応する全ての収益を記載し、業務の実施のための費用と結果得られた収益の状況を表すもの。
 - ・利益の処分または損失の処理に関する書類…当期未処分利益の処分又は損失の処理の内容を明らかにするもの。

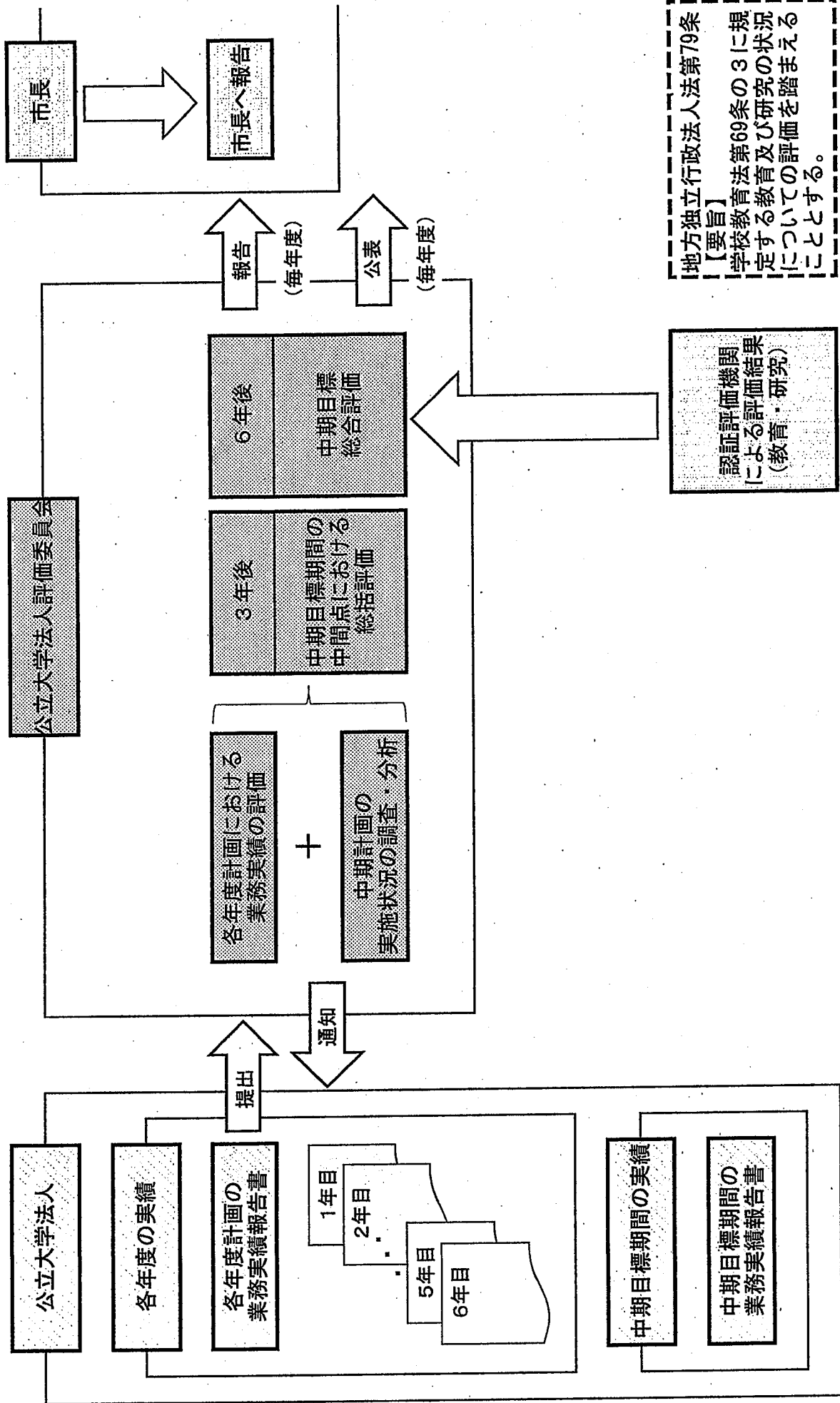
・ 附属明細書…貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するもの。

(2) 会計基準に定められている書類《会計基準第 39》

・ キャッシュ・フロー計算書…地方独立行政法人の一会計期間における資金の流れを表すもの。

・ 行政サービス実施コスト計算書…行政サービスに対するコスト・判断に資するため、地方独立行政法人の業務運営に関し、業務費用、損益計算書に反映されていない減価償却・退職給付や県の出資・無償譲渡等に係る費用など、実質的に行政サービスを供与するためのコストのすべてを集約したもの。

評価委員会の役割のイメージ



■評価委員会を運営する上での課題及び具体的な対応・検討状況

- ◇ 各設立団体において評価委員会を運営するに当たり、年度評価について2～3ヶ月程度の短期間で評価結果をまとめる必要があり、同委員会の委員に多大な負担を掛けている。そのため、評価に先立ち、キャンパス視察や理事長・学長等との意見交換会を通じた状況把握、業務実績報告書について委員への個別説明、具体的な評価方法に関する勉強会の開催など、委員会運営の工夫に努めている。

〈事例〉

【課題】 年度評価を2ヶ月でまとめる必要があるため、評価委員会及び両部会の開催や評価作業のスケジュールがタイトであった。

全ての事項に関する議決権限が評価委員会にあり、議決を得るためには評価委員会の開催が必須となることから、委員の負担が大きい。

【対応・検討状況】 評価委員会及び部会の開催に先立ち、委員に対して業務実績報告書の個別説明を行うとともに、各委員から聴取した質問や意見等を踏まえ、事務局において事実確認や論点整理を行うなど、評価作業の効率化を図った。

評価委員会の議決権限を可能な限り部会へ委譲し、部会のみで開催でも議決可能な事項を定めた。

【課題】 〈日程調整について〉 中期目標・中期計画に関する事項、年度評価に関する事項等の審議は各分科会で行うが、最終的な決定は評価委員会で行うため、委員会の回数が増え、委員の負担が大きい。〈年度評価について〉 7月から8月にかけての短期間での評価となるため委員の負担が大きい。

【対応・検討状況】 〈日程調整〉 評価委員会決定事項の場合、評価委員会及び各分科会を同日に開催するなど日程調整を工夫し、委員の負担軽減に努めた（平成19年度途中より決定事項の一部を分科会に移譲し、開催回数の軽減を図った）。〈年度評価について〉 法人（大学）の状況を把握できるように、評価に先立ち、キャンパス視察や理事長・学長等との意見交換会を実施した。

【課題】 ◇6月末に法人より業務の実績報告書の提出を受けて、評価に取り組むため、短期間での評価が必要となることから、評価委員の負担が大きい。◇前年度に指摘した取組の中には、なお成果があがっていないもの、改善がなされていないものが一部見受けられ、評価を行うごとに指摘事項が積み残っていく可能性がある。

【対応・検討状況】 ◇業務の実績報告書の提出前に視察を行なった。◇各種データや法人の業務の達成状況等については逐次報告することとしている。◇評価結果の指摘事項に対する法人の取組状況について、12月開催の法人評価委員会で議論す

るとともに、改善に向けたスケジュールを含め、法人の改善取組状況を確認している。◇中期目標の期間における業務の実績について評価を行うにあたり、法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、中間点（平成17年度～平成19年度）における総合的な評定を行う。

【課題】 年度評価については、7～8月の短期間での評価作業が必要となることから、多忙な評価委員の負担が膨大となる。

【対応・検討状況】 委員会と部会を同日に開催し、効率的な委員会の運営に努めた。

【課題】 前年度終了後3月以内（6月末）に法人から業務実績報告書が提出され、9月議会に市長が報告できるように、短期間での評価が必要となることから、評価委員の負担が大きい。

【対応・検討状況】 平成18年度の年度評価終了後、評価をより適切かつ効率的に行うことができるよう、法人において平成19年度の年度計画について項目の整理等を行うとともに、平成20年度に提出する業務実績報告書も評価しやすく記述することとした。

【課題】 短期間での評価が必要となることから、業務実績報告書、自己点検評価報告書、財務諸表をはじめとする各種資料の精査・分析など、評価委員の負担が膨大となる。大学としての各取組みの経年比較は容易だが、他の国公立大学等との相対的な比較や評価づけが困難である。

【対応・検討状況】 委員に対する、各種資料の予めの送付や情報提供などにより、効率的な委員会運営に努めている。効率的・効果的な評価作業等が実施できるよう業務実績報告書の様式を改善する予定である。